

レセプトオンライン請求に関する Q&A 集 ver.1.0

日本歯科医師会
レセプトオンライン検討委員会

Q1. レセプトオンライン請求とは何ですか。

A1. レセプトオンライン請求とは、現在、紙で提出しているレセプトを電子データ化してネットワーク回線で送信して提出することです。厚生労働省は平成 18 年 4 月に省令を改正し、歯科においては平成 23 年度からオンラインでの提出が原則義務化されました（レセコン未導入で月のレセプト件数が平均 50 件以下の少数該当歯科医療機関については最大 2 年間の猶予期間が設けられています）。

Q2. 平成 23 年度からは紙レセプトは受け付けてもらえないのですか。

A2. 現行の省令のままですと、原則として受け付けてもらえません（システム障害時、少数該当等による猶予期間等は除く）。日歯は、紙レセプトを平成 23 年度以降も受け付けるよう、行政等に強く要望し、省令改正を働きかけています。

Q3. 現在、レセプトを手書きで作成しているのですが、このままオンライン請求が義務化されると対応できるか不安です。

A3. 本会は前述のとおり、23 年度以降も紙レセプトを受け付けるよう求めているところですが、このままオンライン請求義務化がなされた場合に備え、あらゆる対策を検討しています。その一つとして、基本的にレセコン未導入者を対象とした、日歯レセコンソフトの開発を決定いたしました。日歯レセコンソフトは低価格で必要最小限の機能を持つオンライン請求に対応したものとなり、平成 22 年初頭から利用できるよう対応する予定です。また省令には代行請求という制度もありますが、具体的には何ら政府から示されていないため、今後検討すべき課題の一つとなっています。これらを含め、全ての会員の先生が、23 年度以降も保険請求が可能となるよう対応を図って参ります。日歯レセコンソフト、代行請求とも、詳細については分かり次第、随時

情報提供をして参ります。

Q4. レセプトのオンライン請求はいつからできるのですか。

A4. 現在は、オンライン請求の前段階である電子レセプトを FD、CD 等で提出するレセプト電算処理システム（レセ電）が歯科においては未稼働です。歯科レセ電は平成 21 年 3 月頃、稼働予定ですので、レセプトのオンライン請求はそれ以降になります。

Q5. レセプト電算処理システム（レセ電）とは何ですか。

A5. レセプト電算処理システムとは、レセプトを厚生労働省が定める記録方式で電子データ化し、電子媒体（FD、CD-R など）で請求することです。一方、オンライン請求はレセ電で電子データ化したものをオンラインで請求します。

Q6. レセプトオンライン請求に必要な機器は何ですか。

A6. レセ電対応のレセコン、送信用のパソコン、ネットワーク回線及び電子証明書が必要です。なお、レセ電対応のレセコンと送信用のパソコンは、利用者の責任において兼用することが可能です。

Q7. レセプトのオンライン請求を行うに際し、現在使用しているレセコンはこのまま使用できますか。

Q7. 現在、レセ電が開発途中であることから、ご使用のレセコンはレセ電に対応していないものと考えられます。オンライン請求を行う場合は、レセプト内容を電子データ化する必要があるため、レセコンのバージョンアップ等の対応が必要となります。詳しくはお使いになられているレセコンベンダー（レセコン会社）にお問い合わせ下さい。

Q8. レセコン導入を考えていますが、導入時期はいつ頃がよいでしょうか。

A 8. レセコンの導入をお考えということであるならば、レセコンに慣れることを考えると時期は早い方がよいのですが、その際、レセコンがレセ電に対応している機種かどうか重要です。歯科におけるレセ電が平成 21 年 3 月頃稼動予定であるため、その頃にはレセ電対応の機種が販売されていると考えられます。また、前述のとおり日歯でもレセコン未導入会員向けの安価なレセコンソフトの開発に着手しております。時期、機能等をご検討いただきご判断ください。

Q 9. 近々、レセコンのリース期間が終了するのですが、更新（再リース）するか、新バージョンを導入するかで迷っています。

A 9. 新バージョンがレセ電対応の機種であり、歯科のレセ電受付が始まったら、CD、FD 等の媒体で請求したいという場合は、新バージョンの導入が必要であると考えます。しかし、当面は紙に印刷したレセプトで十分であるということであれば、23 年度の期限を見据えつつ、更新（再リース）でもよいものと考えます。

Q 10. レセコンはどうしても導入しなければならないでしょうか。

A 10. 日歯が平成 23 年度以降も紙レセプトで受け付けるよう求めていること、代行請求制度については今後検討がなされること、日歯でレセコン未導入者向けのレセコンソフトを開発していること等のことから、直ちにレセコンを導入しなければならないということにはなりません。現在、レセコン導入の必要性を感じていないのであれば、上記について結論が出るまで無理に導入する必要はありません。

Q 11. 送信用のパソコンは必ず必要ですか。

A 11. 必ずしも必要というわけではありません。現在お使いのレセコンが送信機能を有しており、「レセプトのオンライン請求に係るガイドライン」を満たしていれば、送信用のパソコンは不要です。

Q1 2. 院内にはパソコンがあり、インターネットに接続されています。このパソコンを送信用のパソコンとして利用できるのでしょうか。

A1 2. レセプト内容等の情報漏洩等が危惧されることから、インターネットに接続されているパソコンを使用する場合、利用者の責任において使用することとなります。

なお、レセプト送信する回線をインターネットとした場合は、後述の接続方式（IPsec+IKE）を用いることとされています。また、十分なセキュリティ対策が必要です。

Q1 3. 利用できるネットワーク回線（接続方式）は何ですか。

A1 3. 現在、利用できるネットワーク回線は ISDN（ダイヤルアップ）、IP-VPN の他、通常のインターネット回線を利用する場合は、IP-Sec と IKE を組み合わせた暗号通信技術を導入する必要があります。

Q1 4. レセプトオンライン請求に係る費用はどのくらいですか。

A1 4. 支払基金の資料によるとレセプトオンライン請求には初期費用として、送信用パソコン（約 10 万円）、電子媒体読み込み用ドライブ（約 1 万円）、電子証明書発行料・更新料（4 千円）、ネットワーク回線接続に係る初期費用（約 2 万 8 千円）、合計約 14 万 2 千円かかるものとされています。またこれとは別途、ネットワーク月額利用料が約 6 千円かかります。

また、これはレセ電対応のレセコンを使用している場合の目安ですので、レセ電対応のレセコンでない場合は、別途、レセコンのバージョンアップ等の費用がかかります。

ご使用のレセコン機種等によっては、レセコン本体を導入する必要もあることから、費用等についてはレセコンベンダーに問合せ願います。

ただし、既存のパソコンやネットワーク回線などが使用できる場合もあります。

Q1 5. レセプトオンライン請求に係る費用は医療機関が負担しなければならな

いものですか。

A15. 現在政府は、レセプトオンライン請求に係る費用について、医療機関への支援等を、何ら表明していません。日歯は関係機関に歯科レセ電推進、レセプトオンライン請求に係る費用等につき支援を求めています。

Q16. レセプトオンライン請求を行う際、通信障害、災害時等によりオンライン請求ができない場合はどのように請求できますか。

A16. 電気通信回線設備の機能に障害を生じたとき、またその他の事情によりオンライン請求が困難であると認められた場合には、紙または光ディスク等（CD、FD等）による請求が行えます。

Q17. 紙レセプトと電子レセプトに含まれるデータは同じものですか。

A17. 電子レセプトは紙レセプトを基に開発しており、日歯としても紙レセプト以上の情報は、現行の診療報酬請求に必要なことから含めないよう求めた結果、紙レセプトと電子レセプトのデータ内容はほぼ同程度となっています。したがって、電子レセプトでもカルテのような詳細な情報は含んでいません。

Q18. レセプトオンライン請求によって審査の方法はどう変わるのですか。

A18. レセプトが電子化されることにより、事務点検は機械化されることが考えられますが、医学的審査については、紙で印刷されるか、画面に表示するかの違いはありますが、審査委員が目視で審査することには変わりありません。画面審査については、日歯としても検討に加えるよう要請しているところであり、歯科医師の裁量権を奪うような画一的な機械審査については断固として反対しています。

Q19. レセプトオンライン請求により返戻、再審査請求、請求取り下げ等はどうなるのですか。

A19. 当面は返戻等につきましては紙ベースで行われる予定となっておりますが、将来的には電子的に行われるようになります。

なお、医科、調剤ではすでに希望によりオンラインにより返戻レセプトデータのダウンロードが行える状況ですが、レセコンにより、返戻レセプトデータのパソコンへの取り込み等の機能がない場合を考慮し、当分の間、返戻レセプトデータを紙媒体に出力して従来どおり郵送することとされています。また、再審査請求及び請求取下げ等については、平成23年度までに構築する予定とされています。

Q20. レセプトオンライン請求により、毎日、あるいは週1回の請求になるということはあるのですか。

A20. 診療報酬の請求は、現行どおり毎月1回、1ヵ月分を請求することで変更ありません。

医科、調剤では、オンラインによるレセプト請求が、土日祝日に関係なく毎月5日から10日の9:00~21:00までレセプト請求が可能となっています。なお、提出期限の10日については9:00~24:00までを可能となっています。

Q21. レセプトオンライン請求により診療報酬の支払いが早まるということはないのでしょうか。

A21. 現在のところ、そのような検討はなされていません。